

**【内閣不信任決議の効果】**

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

[Google (10/01/2022)]

- Article 69 When the Cabinet passes a vote of no confidence in the House of Representatives or rejects a vote of confidence, the Cabinet shall resign altogether unless the House of Representatives is dissolved within ten days.
- มาตรา 69 เมื่อคณะรัฐมนตรีมีมติไม่ไว้วางใจสภาผู้แทนราษฎรหรือปฏิเสธไม่ไว้วางใจ ให้คณะรัฐมนตรีลาออกทั้งหมด เว้นแต่สภาผู้แทนราษฎรจะถูกยุบภายในสิบวัน

**【内閣総理大臣の欠缺一・新国会の召集と内閣の総辞職】**

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

**【総辞職後の内閣】**

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

**【内閣総理大臣の職務】**

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

**【内閣の職務】**

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

#### 【法律・政令の署名】

第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

#### 【国务大臣の特典】

第七十五条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。